

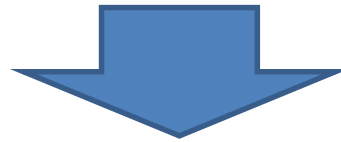
非稼働病棟を有する医療機関への対応について
【岐阜圏域】

国通知に基づく対応について

1. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

- 県が病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟※1を有する医療機関を把握した場合、当該医療機関に対し、地域医療構想等調整会議への出席を求める。
- 当該医療機関に対して、以下の説明を求める。
 - ①病棟を稼働していない理由
 - ②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

※1 病床が全て稼働していない病棟とは、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。



ヒアリング結果については次ページのとおり

病棟を稼働していない理由及び今後の運用見通しに関する計画について

No	医療機関名	病棟名	病棟名	病棟を稼働していない理由	今後の運用見通しに関する計画
1	羽島市民病院	1病棟2階 (17床)	休棟等	・当該病棟は、入口を他の病棟と分離することができ、新型インフルエンザ発生時の対応病床として運用しているため。	・当面は、インフルエンザ対応病床として運用する。 ・今後、動向を注視しつつ、地域包括ケア病床としての再稼働を検討。
2	岐北厚生病院	2A病棟 (33床)	休棟等	・医療資源を有効に活用し、経営の効率化を図るため。	・病院建替え後は、病床33床は返上する。(建替えは3年後を予定)
3		3C病棟 (19床)	休棟等	・医療資源を有効に活用し、経営の効率化を図るため。	・病院建替え後は、病床19床は返上する。(建替えは3年後を予定)